

納め忘れの市税は ありませんか

問／収納課

納税相談・差し押さえについて…☎463-2023

口座振替について…☎463-2040

債権管理条例について…☎463-0186

●市税は納期限までに必ず納付してください

市税は納期限までに自主的に納めていただくことになっています。期限が過ぎた未納の税金がある場合は、至急納付してください。

なお、納付の期限を過ぎた税金には、本来の税額のほかに延滞金を合わせて納めていただく必要があります。

※納付書がお手元がない場合や、未納の有無を確認されたい場合などは、収納課へお問い合わせください。

●納税カレンダー

税目	月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
市・県民税			1期		2期		3期			4期	
固定資産税 都市計画税		1期		2期					3期		4期
軽自動車税		全期									
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

※納期限は各月の末日ですが、当日が休日等の場合には翌開庁日となります。

●納税は便利な口座振替で

納税は口座振替をご利用ください。一度申し込めば、お忙しい方、納め忘れが心配な方は、便利で確実な納付ができます。申込手続きは、納税通知書に添付されている「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、必要書類を持参のうえ、取扱金融機関の窓口へお申し込みください。

必要書類

・納税通知書 ・通帳 ・通帳印

※各納期限の1か月前までにお申し込みください。

※ゆうちょ銀行に申し込む場合は、ゆうちょ銀行（郵便局）の備え置き用紙をご利用ください。

※預貯金残高不足により、振替不能となった場合は、再度振替はできませんのでご注意ください。

●納期限までに納付しないと

市では、納期限までに納付の確認が取れない方には、督促状などを送付して自主的な納付をお願いしています。

しかし、それでも納めていただけない方をそのままにしているのは、納期限までに納めていただいた方との公平性を保てません。併せて市は、行政運営のための財源を確保する必要があります。

このことから、市では自主的に納めない方に対しては財産の調査を行い、預貯金、給与などの財産の差し押さえを行っています。

●納税相談について

病気や災害などの事情により、市税の納付が困難になった方は、収納課へご相談ください。

また、平日に時間がとれない方は、休日納税相談窓口をご利用ください。

休日納税相談

実施日／毎月第1・3日曜日（1月第1日曜日を除く）

※5月・6月・7月は第4日曜日も実施します。

時間／午前8時30分～正午

会場／市役所 収納課（2階20番窓口）

その他／休日につき、庁舎の北側出口をご利用ください（正面玄関からは入れません）。



朝霞市債権管理条例を制定しました

市では、債権管理の適正化を図るため、次の取り組みを進めることを目的として、「朝霞市債権管理条例」を制定し、平成26年4月1日から施行しました。

※手続きの明確化・統一化

各債権所管課が個別に行っていた、台帳の整備や督促などの債権管理の手続きについて、全庁的な手続きの明確化・統一化を図ります。

※債権放棄

債務者が行方不明や破産による債務免責など、回収の見込みがない債権の放棄を適切に行います。